

業務用温水暖房・給湯厨房稼働率別契約  
(選択約款)

2 0 2 2 年 5 月 1 日 実 施

釧路ガス株式会社

# 目 次

1. 目 的	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定	3
7. 料 金	3
8. 単位料金の調整	3
9. 需給契約の精算額	4
10. 名義の変更	6
11. 契約の解消	6
12. 契約の解消に伴う契約中途解消精算額	6
13. 精算額の支払方法	6
14. 本支管工事費の精算	6
15. その他	6
付 則	7
(別 表)	
1. 適用区分	7
2. 料金及び消費税等相当額の算定方法	7
3. 料金表（業務用温水暖房・給湯厨房稼働率別契約）	8

## 1. 目的

この選択約款は、温水暖房給湯機器等の普及を通じ、当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以って合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

## 2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (2) 当社は、ガス小売供給約款に定める方法で当該変更内容をお知らせします。

## 3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 「温水暖房機器」とは、エネルギー源にガスを使用する消費機器のうち、温水を循環させ暖房する方式の機器、若しくは温水を循環させ暖房するとともに給湯もできる方式の機器をいいます。
- (2) 「給湯用機器」とは、エネルギー源にガスを使用する消費機器のうち、給湯用に供される機器をいいます。温水ボイラ、蒸気ボイラ、ガス湯沸器等が該当するものとします。
- (3) 「厨房用機器」とは、エネルギー源にガスを使用する調理用機器をいいます。
- (4) 「契約使用可能量」とは、この選択約款の適用を受けるガスを使用する機器の定格入力（キロワット）を標準熱量（メガジュール）で除し3.6を乗じた値をいいます。（小数点以下切捨て）
- (5) 「契約月別使用量」とは、契約開始使用月から終了使用月までの契約で定める月別使用予定量をいいます（小数点以下切捨て）。
- (6) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (7) 「契約年間引取量」とは、契約で定めるお客さまの1年間において引取らなければならない量をいいます。
- (8) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいいます（小数点以下四捨五入）。
- (9) 「最大需要期」とは、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から翌年3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4か月間をいいます。
- (10) 「契約最大需要期月平均使用量」とは、最大需要期における契約月別使用量の合計を4で除した量をいいます（小数点以下四捨五入）。
- (11) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します（小数点以下切捨て）。

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{契約月平均使用量}}{\text{契約最大需要期月平均使用量}} \times 100$$

- (12) 「契約月別稼働率」とは、契約月別使用量を契約使用可能量で除したものをいい、倍で表示します（小数点第4位以下切捨て）。
- (13) 「実績月間稼働率」とは、月間の実績使用量を契約使用可能量で除したものをいい、倍で表示します（小数点第4位以下切捨て）。
- (14) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課さ

れる地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(15)「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

(16)「単位料金」とは、8に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

#### 4. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

- (1) ガス消費量の合計が10.5キロワット以上の厨房機器及び定格給湯能力の合計が24号以上の給湯用機器及び定格暖房能力の合計が10.5キロワット以上の温水暖房機器が設置されていること。
- (2) 契約使用可能量が5立方メートル以上66立方メートル以下であること。
- (3) 契約年間使用量が契約使用可能量の300倍（小数点以下切捨て）以上であること。
- (4) 契約月平均使用量が255立方メートル以上であること。
- (5) 契約年間引取量が契約年間使用量の70パーセント以上であること。
- (6) 契約年間負荷率が60パーセント以上であること。
- (7) 設置の確認

当社が(1)の条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合において、正当な理由がない限り、需要場所への立ち入りを承諾すること。

#### 5. 契約の締結

(1) お客さまは、新たにこの選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合、又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、次の契約使用量を定め、当社と契約していただきます。

- ① 契約使用可能量
- ② 契約最大需要期月平均使用量
- ③ 契約年間使用量
- ④ 契約年間引取量
- ⑤ 契約月平均使用量
- ⑥ 契約月別使用量

(2) 契約期間は原則として1年間とし、適用申込書に決めていただきます。ただし、契約期間満了時においてお客さまと当社の双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものとします。

(3) 本契約の契約期間満了前に解約（最終保障供給約款への移行を含みます。）又はガス小売供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合はこの限りではありません（(4)において同じ）。

- (4) 本契約の契約期間満了前に契約解消し、他の契約種別（ガス小売供給約款及び最終保障供給約款に定める契約を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。

## 6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

## 7. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生日の翌日から起算して30日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます。）を、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増しした料金（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を支払っていただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。
- (2) 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。
- (3) お客さまの都合や契約違反により本契約を契約期間中に解消した場合、又はガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(2)に基づく1ヶ月あたりの基本料金全額とし、従量料金は(2)の従量料金に準じて算定いたします。

## 8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表2(3)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.086 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.086 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

①基準平均原料価格（トン当たり）

53,260円

②平均原料価格（トン当たり）

別表2(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）及び

トン当たりプロパン平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算定式）

$$\begin{aligned} & \text{平均原料価格} \\ & = \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9334 \\ & + \text{トン当たりプロパン平均価格} \times 0.0732 \end{aligned}$$

（備考）

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりプロパン平均価格は、当社の本社に掲示いたします。

### ③原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算定式）

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき  
原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき  
原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

## 9. 需給契約の精算額

需給契約に関する精算額は、使用可能量倍率未達精算額、年間負荷率未達精算額、契約年間引取量未達精算額（いずれも消費税等相当額を含みます。）とし、当社は当該精算額を原則として、それぞれの未達が発生した翌月に申し受けるものといたします。

ただし、次の（1）及び（2）が重複して生じた場合には、いずれか高いものを申し受けるものといたします。また、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

なお、精算額に含まれる消費税等相当額は次の算式より算定いたします（小数点以下切り捨て）。

$$\text{精算額に含まれる消費税等相当額} = \text{精算額} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

### （1）使用可能量倍率未達精算額

お客様の年間実績使用量が、契約使用可能量の300倍（小数点以下切り捨て）未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、使用可能量倍率未達精算額といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{使用可能量倍率未達精算額} = \left\{ \left( \begin{array}{l} \text{契約使用可能量の} \\ \text{300倍に相当する} \\ \text{年間使用量} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{実 績} \\ \text{年 間} \\ \text{使用量} \end{array} \right) \right\} \times \left( \begin{array}{l} \text{ガス需給契約に定める} \\ \text{月別契約量に各月の契} \\ \text{約月別稼働率に該当す} \\ \text{る単位料金を乗じたも} \\ \text{のの合計額を契約年間} \\ \text{使用量で除し、小数点以} \\ \text{下第3位を四捨五入し} \\ \text{た額} \times 2 \end{array} \right)$$

なお、この未達精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの未達精算額との合計額が、上記の実績年間使用量に一般ガス供給約款に定める料金を適用して算定される早収料金総額の103パーセントに相当する額（小数点以下切捨て）を超えない範囲で算定するものといたします。

### (2) 年間負荷率未達精算額

お客さまの実績年間負荷率〔(実績年間月平均使用量／実績最大需要期月平均使用量) × 100〕をいいます（小数点以下切捨て）。] が60パーセント未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達精算額といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間使用量」と読み替えるものといたします。

$$\text{年間負荷率未達精算額} = \left\{ \left( \begin{array}{c} \text{負荷率60パーセン} \\ \text{トに相当する} \\ \text{年間使用量} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} \text{実 績} \\ \text{年 間} \\ \text{使用量} \end{array} \right) \right\} \times \left( \begin{array}{c} \text{ガス需給契約に定める} \\ \text{月別契約量に各月の契} \\ \text{約月別稼働率に該当す} \\ \text{る単位料金を乗じたも} \\ \text{のの合計額を契約年間} \\ \text{使用量で除し、小数点} \\ \text{以下第3位を四捨五入} \\ \text{した額} \times 2 \end{array} \right)$$

なお、この未達精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの未達精算額との合計額が、上記の実績年間使用量に一般ガス供給約款に定める料金を適用して算定される早収料金総額の103パーセントに相当する額（小数点以下切捨て）を超えない範囲で算定するものといたします。

### (備 考)

負荷率60パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における実績最大需要期月平均使用量に0.60を乗じ、その量を1.2倍した量といたします（小数点以下四捨五入）。

### (3) 契約年間引取量未達精算額

当社は、お客さまの年間の実績使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度額とし、契約年間引取量未達精算額といたします。

$$\text{契約年間引取量未達精算額} = \left\{ \left( \begin{array}{c} \text{契 約} \\ \text{年 間} \\ \text{引取量} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} \text{実 績} \\ \text{年 間} \\ \text{使用量} \end{array} \right) \right\} \times \left( \begin{array}{c} \text{ガス需給契約に定める} \\ \text{月別契約量に各月の契} \\ \text{約月別稼働率に該当す} \\ \text{る単位料金を乗じたも} \\ \text{のの合計額を契約年間} \\ \text{使用量で除し、小数点以} \\ \text{下第3位を四捨五入し} \\ \text{た額} \end{array} \right)$$

## 10. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社はこの契約をその後継者に継承させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

## 11. 契約の解消

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、若しくは2（2）によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を解消することができるものいたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合及び9の精算額の対象に繰り返し該当している場合を含む。）には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものいたします。

## 12. 契約の解消に伴う契約中途解消精算額

契約期間中において生じた契約解消が、11（1）の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合以外、若しくは11（2）の規定によるものであってお客さまの契約違反のみによる場合には、当社は、次のとおり契約中途解消精算額（消費税等相当額を含みます。）を申し受けま

す。また、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

なお、精算額に含まれる消費税等相当額は次の算式より算定いたします（少数点以下切り捨て）。

精算額に含まれる消費税等相当額＝精算額×消費税率÷（1＋消費税率）

$$\begin{array}{l} \text{契約中途解消} \\ \text{精算額} \end{array} = \left( \begin{array}{l} \text{解消月の翌月から契約終了月} \\ \text{までの残存月数} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{l} \text{基本料金相当額} \end{array} \right)$$

## 13. 精算額の支払方法

9に定める需給契約の精算額及び12に定める契約の解消に伴う契約中途解消精算額は、原則として料金と同じ方法によりお支払いいただきます。

## 14. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解消するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けま

## 15. その他

その他の事項に関しては、ガス小売供給約款を適用いたします。



## 付 則

### 1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、2022年5月1日から実施いたします。

## (別 表)

### 1. 適用区分

料金表A 実績月間稼働率が0倍から30倍までの場合に適用いたします。

料金表B 実績月間稼働率が30倍を超える場合に適用いたします。

### 2. 料金及び消費税等相当額の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

(2) 従量料金は、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用

いたします。

⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(4) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします（小数点以下の端数切り捨て）。

① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷（1＋消費税率）

② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷（1＋消費税率）

### 3. 料金表（業務用温水暖房・給湯厨房稼働率別契約）（消費税等相当額を含みます）

#### (1) 基本料金

1ヶ月につき	5,500.00円
--------	-----------

#### (2) 基準単位料金

料金表A	1立方メートルにつき	108.94円
料金表B	1立方メートルにつき	101.41円

#### (3) 調整単位料金

(2) の各基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。